

月例研究会（二月実施）報告

中国農業部の黄連貴氏は、北海道大学農学部協同組合学研究室の招へいにより二〇〇四年二月八〜一四日の日程で来道した。日本への訪問は今回で三回目であるが、これまでは長野県をはじめとする府県の農協視察であり、北海道の訪問は初めてであった。黄氏の所属する農業部農村経済体制および経営管理司は、農村合作経済経営管理センター（日本農水省の協同組合課に相当）を前身としており、現在中国の農村合作経済組織に関する指導機関である。

中国の農村合作経済組織は一九八〇年代初頭の設立以来二〇数年が経ち、目覚ましい発展を遂げてきたが、様々な問題も抱えている。最も大きな問題は、未だに農村合作経済組織に関する法律が整備されていない点であり、農村合作経済組織がトラブルに巻き込まれたときに、いつも不利な立場に立たされてしまうことである。特に、WTO加盟後、農業事情が大きく変化するなかで、農村合作経済組織の法的な位置づけが焦眉の課題となっている。二〇〇四年の中央「一号文件」（最も権威のある政令）は「農村合作経済組織法」の制定を方針として打

ち出した。農村合作経済組織の整備と指導を従事してきた黄氏は、大臣官房の職を投げ打って、現在の職場に復帰し、積極的に農村合作経済組織の充実のために力を尽くしている。

今回来日の最大の目的は「農協法」の制定に向けての日本の農協に関する調査・研究である。訪問期間中、黄氏は北農中央会、ホクレン、JAくりやまを訪れ、農協の機能や法律に関わる調査を精力的にこなした。特に、JAくりやまでは、分厚い農協の定款や例規集をプレゼントされ、大変満足な笑顔を見せてくれた。帰国後には彼も所属する農協法制定のためにプロジェクトで今回の調査の成果を報告し、農村合作経済組織法の制定に力を注ぎたいと述べていた。

黄氏はまた、北海道地域農業研究所の月例研究会で「WTO加盟後の中国の農業と農協」というテーマで報告し、道内の農業関係者に盛りだくさんの情報を提供した。

（北海道大学大学院助教授 朴 紅）

WTO体制下の中国農業と農協びら

中国農業部農村経済体制・経営管理司 処長 黄 連貴

はじめに

二十一世紀に入り、中国の農業は新しい段階に至っている。第一に、中国における農産物の総生産量はバランスがとれている。農村市場が徐々に開放され、統一市場が形成され、市場によって農業の発展と資源配分がコントロールされている。第二に、WTOへの加盟によって、中国農業は国際市場とリンクするようになった。これは日本を含めた諸国・地域との農業協力において、新たなチャンスと空間を持つようになったことを意味する。このことは、中国と世界の農業発展にとって重要な出来事である。中国共産党第十六回代表大会は、このような新しい局面に対して、中国の農業発展のためにいくつかの戦略を立てている。その基本は、都市と農村との社会経済的発展を総合的に考え、農業の近代化をはかり、「小康社会」（裕福な社会）を全面的に築き上げることである。以下では主要な六点について述べる。

一、新たな農業構造の調整

（一）農業生産構造の調整

① 経済作物・飼料作物生産の拡大（表1）

経済作物については、主に青果物、茶、花卉と漢方薬草の作付面積が拡大されている。これに飼料作物を加え、耕種業では食糧、経済作物と飼料作物の「三元構造」が形成されている。

② 畜産・漁業の生産拡大と内部構造の調整（表2）

農業における畜産業が占める割合は、一九九七年の二八・六%から二〇〇〇年の三〇・四%へ、漁業のそれは同九・六%から同一〇・八%へと上昇している。これと対照的に、耕種業のなかでの糧食と綿花の面積割合は五八・〇%から五五・二%へと低下している。

黄 連貴 (Huang Lian-gui) 氏



- 1957年 中国北京市生まれ
北京農学院（現中国農業大学）卒業
- 1983年 農業部入省
「全国農業生産コスト調査および検証」の責任者
「農民專業合作社およびアグリビジネスの指導プロジェクト」の責任者
- 2001年 農業部大臣官房室 副主任
- 2002年 農業部農村經濟体制・經營管理司 処長 現在に至る

畜産業の内容をみると、豚肉の割合は一九九八年の六七・九%から二〇〇一年の六六・一%に減少し、牛肉と羊肉はそれぞれ同八・四%、四・一%から同八・七%、四・六%へと増加している。また、牛乳の生産量も同七四五万トンから同一、二〇万トンへと五〇・六%の増加を示している。

(2) 農産物の品質向上への取り組み

水稻については、南方地域の早稲水稻の品質はこれまで評価が低かったが、近年では積極的に品種改良を行い、優良品種の栽培面積を拡大した。そのため、二〇〇一年には優良水稻面積は三八七万畝に達し、全国の水稻面積の六六%を占めるようになった。そのなかで、江西省、湖南省、広東省と広西チワン族自治区において主産地形成が行われている（全国の七八%）。小麦については、優良品種の小麦作付面積は七二七万畝で、全国の三二%を占めており、主に河北省、山東省と河南省が主産地である（全国のおよそ五〇%）。

また、良質のトウモロコシと大豆は東北部に集中しているが、それぞれ全国の作付面積の四一%と六三%を占めている。最後に、高品質の菜種とイモ類については、それぞれ四七三万畝と三三三三万畝であり、全国の作付面積に占める割合は六一%と三二%である。前者の主産地は江蘇省、湖北省、湖南省、四川省である。

(3) 主産地の形成

主産地の形成は、あくまで地域資源の有効利用を前提としているが、主に二つの用途をもっている。第一は、国民の生計に欠かせない主要

表1 農作物の総播種面積および構成

年次	農作物の 総播種面積 (千ha)	比重 (%)					
		糧食	油料	綿花	糖類	野菜	果樹園
1985	143,626	75.8	8.2	3.6	1.1	3.3	1.9
1990	148,363	76.5	7.3	3.8	1.1	4.3	3.5
1995	149,879	73.4	8.7	3.6	1.2	6.3	5.4
1996	152,381	73.9	8.2	3.1	1.2	6.9	5.6
1997	153,969	73.3	8.0	2.9	1.2	7.3	5.6
1998	155,706	73.1	8.3	2.9	1.3	7.9	5.5
1999	156,373	72.4	8.9	2.4	1.1	8.5	5.5
2000	156,300	69.4	9.9	2.6	1.0	9.7	5.7
2001	155,708	68.1	9.4	3.1	1.1	10.5	5.8

な農産物であり、第二は国際市場での競争力の高い品目である。前者の品目は、小麦、大豆、トウモロコシ、水稻、綿花、甘藷(さとうきび)、オレンジ、リンゴ、豚肉、牛乳、牛肉、羊肉と水産品である。こうした品目を地域資源や実績という要素を考慮したうえで、優位性をもつ地域に主産地形成を図っている。品目ごとの対策を示すと以下の通りである。

- ①小麦については、軟硬度にしたがって差別化を図っているが、黄海・淮海と揚子江下流地域および大興安嶺山麓に大規模栽培団地を建設している。
- ②大豆については、「高い搾油率と反収および低コスト」が著しい東北部を産地として指定している。
- ③トウモロコシについては、加工用に重点をおき、東北平原および黄淮平原に「加工用トウモロコシ栽培地帯」を指定している。
- ④サトウキビについては、糖度と反収を高め、加工を強化する戦略を立て、南方甘藷地帯を形成している。
- ⑤ミカンについては、食用と加工用を同時に重視することによって揚子江上・中流と江西南部・湖南南部に二つのミカン産地を形成している。
- ⑥リンゴについては、渤海湾と黄土高原に主産地形成を図っている。
- ⑦畜産については、中原地域は肉牛、東北部と西北部は肉牛と肉羊、西南部は肉羊地帯として育成している。
- ⑧酪農については、東北、華北および北京・天津・上海の三大生乳供給地を建設している。
- ⑨水産については、東南沿海地域と黄海・渤海の養殖地帯および

表2 牧畜業、漁業の主要品目の生産量

単位：万 t

年次	肉類 生産量	うち 豚肉	ミルク 類	タマゴ	水産品 総生産量	海産物	うち 養殖	淡水産 物	うち 養殖
1996	4,584.0	3,158.0	735.8	1,965.2	3,288.1	2,012.9	763.9	1,275.2	1,099.0
1997	5,268.8	3,596.3	681.1	1,897.1	3,601.8	2,176.4	791.0	1,425.4	1,236.7
1998	5,723.8	3,883.7	745.4	2,021.3	3,906.5	2,356.7	860.0	1,549.8	1,321.4
1999	5,820.7	3,890.7	806.9	2,134.7	4,122.4	2,471.9	974.3	1,650.5	1,422.7
2000	6,125.4	4,031.4	919.1	2,243.3	4,278.5	2,538.7	1,061.3	1,739.7	1,513.4
2001	6,333.9	4,184.5	1,122.9	2,336.7	4,381.3	2,571.7	1,131.1	1,809.6	1,595.1

揚子江中・下流の河蟹輸出地帯を建設している。

このように、中国政府は資源の無駄遣いのない産地形成を目指しており、その地域に適する農産物を栽培する戦略を立てている。

二、農産物の市場システムの整備

(1) 農産物の市場開放の継続的实施

これまで非常に保守的であった食糧と綿花の市場を含め全面的に自由化を行う。

(2) 農村市場の情報システムの再構築

農家と農業関連企業の要望に対応して、農産物市場の情報システムを強化する。これまでは農業部内の情報関連の部署が定期的に農産物の情報を全国範囲で発表していたが、近年では中央レベルの下に、省、県、郷鎮のそれぞれのレベルに情報関連の部署を新設し、普及率の向上を図っている。全国の五〇%以上の市がサービス部署を設置しており、県レベルでは四二%、さらに郷・鎮レベルでは一八%まで普及している。

(3) 農産物市場システムの整備

中国の農産物市場は卸売市場と自由市場の二つに大別できる。卸売市場は全国的に四、三五〇カ所あり、年間の売上は三、四二〇億元

に達している。自由市場は全国的に八六、〇〇〇カ所あり、年間の売上は一三、〇五六億元に達している。

(4) 新しい流通チャネルの創設

具体的には、直販、チーン店の設置、先物取引とインターネット販売という新しい試みである。

(5) 契約栽培の普及

契約栽培は小規模の個別農家が圧倒的に多い中国の実情に適合的である。また、農業関連の情報伝達があまり発達していないところで、各企業が直接農家と契約栽培を行うように政府は推奨している。そのため、二〇〇三年全国の小麦の契約栽培は三三三万畝に、菜種の契約栽培の面積は二二〇万畝に達している。

三、農産物の質的向上・安全性の向上

中国政府は、食料の安全性について重要視してきたが、具体的な取り組みは以下の四点である。

(1) 農産物の品質基準の改定

中国の安全性の基準は、国家基準、地方基準と業種別基準の三つに大別される。地方基準は国家基準に基づいて各地方の実情に合わせて制定する基準である。二〇〇二年末現在、国家基準は四二〇項目、地

方基準は一六、〇〇〇項目、業種別基準は一、二〇〇項目にまで達している。そのうち「無公害業種別基準」「無公害」は汚染されていないという意味は一九九項目である。

(2) 安全基準にもとづく栽培の推進

中央政府では安全基準にもとづく栽培を積極的に推進しているが、実際には安全基準の制定が非常に困難である。なぜなら、個別農家の経営規模が非常に小さく、零細であるためである。このような問題を解決するためには、圃場の集団化が必要となるが、その際、もちろん農家の生産請負制が不変であることを前提としなければならない。また、このような安全基準に基づいた栽培を推進する際には、農業技術の普及機関（政府系）、農業関連企業と合作社（農民サイド）の三つの組織を主な実施機関としている。先進事例としては、山東省をあげることが出来るが、省内にはすでにこのような生産基地が五〇カ所も存在している。

(3) 検査システムを強化する

検査システムに組み込まれている組織は、国家レベルでは一七九カ所ある。省レベルでも、積極的に検査機関を設置する動きがあるが、山東省では市・県レベルまで浸透しており、すでに五〇の市・県で、疫病対策、飼料成分検査、動物薬検査を実施する機関を設けている。

(4) 認証制度の創設

認証制度の創設というのは、無公害農産物、「緑色食品」、有機栽培



に対する認証を行う機関を設けることである。各省の実績をみても、山東省では、一六七品目が無公害農産物として認証されている。安徽省では、八六品目が無公害農産物、一一三品目が「緑色食品」に認証され、さらに、三、二〇〇品の茶畑が国際有機認証機関から認証を受けた。江蘇省では、一九五品目が無公害農産物、三二二品目が「緑色食品」に認証された。広東省では、無公害農産物の栽培基地が二一ヶ所あり、総面積は三・八万畝に達している。河南省では、三六の無公害農産物栽培モデル基地を創設しており、およそ四〇企業の七五品目の加工品が「緑色食品」として認証を受けた。

有機農産物の認証について、中国では国際基準と国内基準と両方を併用している。国内認証機関としては緑色食品協会であり、国際基準と国際基準に基づいた国内基準にしたがって有機認証を行っている。このような制度の下で、中国では近年、「緑色食品」あるいは有機農産物の生産量が大幅に増加している。

政府がこのような一連の政策、認証制度を強化する一方で、農業関連企業および農家サイドでも食の安全性についての認識を高めている。特に輸出向けについては、厳しいチェック体制の下におかれている。第一に、大多数の輸出向けの企業は、自社専用の生産基地を持ち、基地内の農家に対して栽培技術、農薬の使い方等の指導を厳しく行っている。企業によるこれらの指導は、直接技術員を農家の庭先まで派遣して行うなどの徹底ぶりである。第二に、これと相まって、監督・検査体制もさらに強化されている。このような取り組みの中で、それぞれの企業が独自に行うほかに、最近では連合会を設立し、定款、規定を制定して、企業のメンバーを厳しく取り締まる動きもみられている。

上海の例をあげると、野菜輸出企業を会員として「上海野菜輸出企業連合会」を発足し、国際基準に基づいてメンバーの企業から出荷する野菜を検査している。このような新しい取り組みを通じて、単なる野菜を外国に輸出するのではなく、外国の商社に中国の農産物はこのような過程を経て生産されたのかという安全性のアピールをするという宣伝も行う必要がある。第三に、自己検査を行うことである。これは国際検査基準に従い、外国製の最新の機械で検査を行うということである。

国内市場でも、特に北京・上海・広州の大型スーパーでは、厳しい検査を受けた農産物を特別コーナーで販売するという動きも出てくる。また、加工企業が直接スーパーと取引し、あるいは直販、直送、無料配達のようなサービスも行っている。

最近、消費者サイドの食の安全性に対する認識も高まっている。そのため、企業と農家サイドはこれまで以上の厳しい注文が付けられると予想できる。近い将来において安全基準に基づいた生産が当然なことになるであろう。

日本では、消費者、生産者ともに食の安全性に対する認識が高く、積極的に取り組んでいるが、日本と比べると中国の農民は素質や文化レベルがまだ低く、経営方式も遅れており、経営規模も零細である。そのため、中国政府はこれらの問題をクリアしながら前進しなければならぬ。非常に困難なことであるが、頑張って克服するしかない。

四、農家所得の拡大対策

(1) 改革・開放以降の農家所得の動向

これまでの中国農業の大きな問題点としては、いかに食糧を増産するかという目標を掲げたにもかかわらず、実際には農家の行動とうまくリンクできていなかったことである。中国農民の所得向上は、中国だけの問題ではなく、それによって世界の経済にも大きな貢献になると考えられる。先日行われた中国の第十六回全国人民代表大会（以下、全人代）では、二十一世紀の農業の目標を「小康社会」（裕福な社会）を築き上げることと定めた。実は、この「小康社会」を築き上げるとは、小平が一九八〇年頃に出したスローガンで、二〇〇〇年まで一人当たりの純収入を一九八〇年のその四倍（二、〇〇〇ドル/年）にまで引き上げることである。この目標は一部の地域、特に一部の都市部では実現されているが、農家の所得については、目標を達成するには長い道のりが必要である。

改革・開放以来、農家の所得向上は以下の三つの画期を経てきた。

- ① 一九七八～一九八四年：農家所得が著しく向上した時期であり、年間増加率は一五・九％に達した。最も大きな増加要素は、生産請負制の実施である。
- ② 一九八五～一九八八年：農家所得の年間増加率は五・七％であり、最も大きな増加要素は、郷鎮企業の発展である。
- ③ 一九九二～一九九六年：農家所得の年間増加率は五・六％であり、最も大きな増加要素としては農産物価格の大幅引き上げによるものである。

一九九六年以降は、農産物の需要と供給関係の変化、生産コストの



高騰、郷鎮企業による労働力吸収能力の低下等の問題が顕在化しており、農家所得の向上は困難を増している。

(2) 近年の農家所得向上対策の特徴

一九九六年以降、政府は農業内部の効率を高めるとともに、外部から農業を支援するように試みた。つまり、都市部の発展の経験を生かし、都市部に流れていた技術と人材を農業の支援に活用出来るように工夫を重ねた。農家所得向上対策は主に以下の五点にまとめられる。

第一に、農業構造を調整することである。言い換えれば、消費者のニーズにあつた品質の高い農産物を生産することである。そのため、価格は高い水準で保障され、農家所得の向上につながるわけである。

第二に、畜産業と水産業を積極的に発展させることである。生活水準の向上に合わせて、食糧の生産だけではなく、畜産業と水産業の発展にも力を入れなければならない。中国は豊富な資源を有しており、肉類、乳製品、水産品の生産増大のための十分な潜在力をもっている。

第三に、農業人口を減らし、農業コストを削減することである。そのためには、いかに過剰農業労働力を農業以外に転業させるかが問題となる。これには「小城镇建設」が重要なポイントとなる。

第四に、「退耕還林」、要するに農地を森林あるいは牧草地の土地利用に転換するという政策が最近積極的に行われている。それを実施する農家に対して、政府が収入補償をおこなっている。

第五に、農家の負担を減らすということである。農家負担というのは、主に税金とその他公課を指している。農業部の新しい政策では、二〇〇四年度から農業税を1%引き下げる事が決定され、政府として

は総額八億元の収入減となる。さらに、今後五年以内に、農業税を廃止する方向で現在検討中である。

(3) 農家所得向上の問題点

以下では、主に四つの問題点を紹介する。

第一に、専業農家の所得をいかに増加させるかということである。専業農家と兼業農家・非農家の所得を比べてみると、後者は四、五〇〇元／年に対し、前者は一、九〇〇元／年で、後者の半分にも及んでいないことがわかる。

第二に、食糧基地の農業収入が低いレベルに留まっているということである。二〇〇〇年現在の食糧主産地の農家所得はマイナス三・八％の成長率であるのに対し、その他の地域の農家所得の成長率はプラス二・一％となっている。

第三に、中部と西部における農家の低所得問題である。まず、東部、中部、西部の三地域の所得の増加額をみると、一九九八年から二〇〇二年までの五年間で、東部では五五〇元、中部では二八八元、西部では二〇〇元の増加となっており、地域格差が激しい。極端な例を示すと、上海近郊の農家の年間所得は、西部地域よりも五倍も高い。第四に、貧困地域が依然として多く存在しているということである。中国政府の発表によると、農村地域でおよそ八、〇〇〇万人の貧困人口が存在しているのである。

以上の四点は主要な問題点であり、実際にはもっと多くの問題が存在している。農家の所得向上は非常に難しい問題であるが、国民経済の発展につながる問題として中国政府はこれからも一貫して強調し続け

るであろう。前述のように、中国では都市部での目覚ましい発展を遂げてきた実績があるゆえに、都市部発展の経験を農村部に生かし、農村の経済と社会全体を発展させることは十分に可能であると考えられる。

五、農村組織づくりの推進

(一) 農業産業化（アグリビジネス）の推進

(1) 農業産業化の発展段階

農業産業化の発展段階は以下の三つに分けられる。

第一段階：模索段階（一九八〇年代半ば～一九九〇年代半ば）

主に東部沿海地域と大都市近郊で「商業、工業と農業一体化」と「生産＋販売」という新しい経営方式が現れ、これらが農業産業化の最初の組織形態であった。全国的には一・二万組織が存在し、一、九九五万戸の農家（全農家数の九％）が加入している。

第二段階：理論と実践ともに新発展の段階（一九九〇年代半ば～二〇〇一年）

山東省で初めて「電頭企業＋農家」という戦略が打ち出され、農業生産、加工と販売が一元化され、農家の所得向上に貢献した。組織数は大幅に増加し、六・七万組織にも達している。加入農家数は五、九〇〇万戸、全農家数の二五％である。

第三段階：発展のスピードアップ段階（二〇〇一年末～）

WTOに加盟後、竜頭企業を中心とした農業産業化の推進策が強化され、農業経営体制の改善、都市と農村の総合的發展、そして、農家所得の向上のための最も重要な方策とされている。二〇〇二年末現在の組織数は九・四万組織、二〇〇〇年より四一・六%増加している。加入農家数は七、一九八万戸、全農家数の三〇・五%である。

また、地域的にみると、中西部の組織發展が著しく、東部との格差が縮小しつつある。東部の組織数は四・三万組織(四五・二%)、中部は二・九万組織(三一・二%)、西部は二・二万組織(二三・六%)となっている。組織化による農家の所得は平均一、〇〇〇元/年に達し、一九八〇年代の八〇〇元より一・三倍増加している。

(2) 農業産業化の組織形態

①竜頭企業型：「公司＋農家」、四・二万組織(四四・四%)

②仲介組織型：「公司＋仲介組織＋農家」と「農民專業合作經濟組織＋農家」、三・二万組織(三四・〇%)

③專業市場型：「農産物卸売市場＋中間商人＋農家」、九、一六三組織(九・七%)

④その他：一・一万組織(一一・九%)

また、業種別にみると、耕種業は四・四万組織(四六・八%)、畜産業は二・三万組織(二四・一%)、漁業は七、七八一組織(八・二%)、林特産品九、七八六組織(一〇・四%)、その他九、八七一(一〇・五%)となっている。

(3) 農業産業化組織の問題点

①利益共同体の意識の欠如
企業と農家の間は、法律に基づいて契約で結ばれているにもかかわらず、双方の契約不履行が度々発生している。農家が不利な立場に立たされる場合が多い。

②リスク保障機能の欠如

多くの企業は運営リスク積立金を用意していない。

③仲介組織の問題点

多くの仲介組織は郷鎮政府、技術サービス部門、村民委員会等が兼任している。業務執行の際、企業と農家の両方から高い手数料を徴収し、特に農民の利益を損ねている。

【二】農民專業合作經濟組織の推進

(1) 全体の動向

現在、中国ではおよそ一四〇万の農民專業合作經濟組織が存在しているが、そのうち規模、管理、活動面でタイトなものは一四〜一五万組織であり、全体の一〇%程度である。組織数が最も多いのは、河北省で、二八・一万組織であり、つぎに山東省、二三・二万組織、四川省、一〇万組織である。また、五万組織を超える省は、山西省、江蘇省、安徽省、福建省、江西省、河南省と広東省の七省である。業種別組織の割合をみると、耕種業が最も多く、六三・一%であり、養殖業が一九・四%、運輸業が三・七%、加工業が二・四%、菌茸類が二・四%、その他九・〇%となっている。

また、提供するサービス内容別（主要部門）にみると、技術サービスが七九・六％、情報サービスが三八・三％、販売（小売り含む）が一三・〇％、購買が一五・一％、融資が七・九％、加工が五・四％、その他が一四・三％である（組織によって複数のサービスを行っている）。

（２）政府の役割

①政府の指導と支援

二〇〇三年に改正された「農業法」において、はじめて農民專業合作經濟組織の基本原則を定めており、また同年の全人代では「農民合作經濟組織法」を制定すると宣言した。しかし、中国の合作經濟組織は多様化が進んでいるため、立法の際、主体を明確しなければならぬ。過去においては、信用合作社（信用協同組合）と供销合作社（購買販売協同組合）が一九五〇年代につくられたが、五〇年間を経て現在では民間組織ではなく、完全に「官」の組織に



なってしまった。一九八〇年代から改革が行われているが、成果はまだ出ていない。そのため、農業部は農民合作經濟組織法の主体は改革・開放政策の実施後、新しく創出された農民組織が適格であると主張している。

②基本原則の強化

行政の介入をなるべく減らし、「農民によって作り、農民が管理し、農民が利益を受ける」という「三民原則」を強化する。

③事業体の推進

タイトな一四万組織のうち、六〇％の組織が小規模販売あるいは加工の事業体を持っており、所得税は免除されている。

④モデルを示す

一九九四年に山西省、陝西省と安徽省の三省を農民專業合作經濟組織の実験地域として指定した。以降、その成功した経験を全国に紹介し、組織の普及を試みている。

⑤人材の育成

協同の精神とレベルの高い技術を身につけている人材は農民專業合作經濟組織には不可欠である。政府は大学・研究所と連携し、このような人材を育成するために積極的に取り組んでいる。

⑥国際交流の促進

中国政府は毎年日本に研修生を派遣し、農協システムを学んでいる。このような現場の交流の他に学術交流、情報の交換も盛んに行っている。近年は、主に北海道大学農学部、農業経済学科との交流が深く、何人もの先生を直接中国に招待し、合作社の幹部および農家を対象に日本の農協の講義を行うようになっている。

月例研究会終了後の

懇親夕食会



左から、陳輝（農業部大臣官房付）、黄連貴（農業部農村経済体制・経営管理司処長）、
朴紅（北大農学部助教授）、何慶（緑色食品協会副幹事長）



左から、黒河功（北大農学部教授）、高田明（J A北海道中央会参事）、
平尾裕美（J A北海道中央会常務理事）、太田原高昭（北海道地域農業研究所所長）